

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課（毎週火・金曜日発行）

目次

監査公表

○包括外部監査の結果に基づく措置の公表

第3号（監査委員事務局）

1

監査公表

7 監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、愛知県議会議長、愛知県知事、愛知県教育委員会教育長及び愛知県公安委員会委員長から包括外部監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和7年3月28日

愛知県監査委員 前田 貢
同 山内 和雄
同 小川 淳
同 いなもと 和仁
同 島倉 誠

包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
【令和5年度包括外部監査】 （歳出（貸付金を除く）を伴う契約について） 第1 監査の結果（総論） 【意見】情報システムに関する開発・改修・保守管理の各契約書書式を用意されたい 会計局作成の契約書書式は9通りで、長期継続契約に関するものを除くと、委託契約に関するものは調査委託しかない。「IT調達の手引き」には、著作権に関する契約書例も記載されており、これらの記載を元に、情報システムに関する開発・改修・保守管理の各契約書書式が用意されることが望ましい。 【意見】「IT調達ガイドライン」と「IT調達の手引き」の記載を整合させるべき 「IT調達の手引き」では、「随意契約が前提となるような契約（既存システムの改修、運用保守等）では、1者から費用情報を収集するのみで問題ありません。」と情報システムの改修の場合、他の事業者の参入がないことを前提にした記載がある。 しかし、「IT調達ガイドライン」6（4）では、「特に、改修及び再構築の際に、複数事業者の参入機会を確保するため、知的財産権の帰属について契約書等に盛り込むこと」とされており、改修の場合に、いわゆる1者随意契約が前提に	令和6年4月に、情報システムに関する開発・改修・保守管理の契約書のひな型を作成し、全庁に周知した。 「IT調達ガイドライン」と「IT調達の手引き」の整合がとれるよう、令和6年4月に、「IT調達の手引き」の1者随意契約を前提とした記載内容を削除した。

なるとはしていない。

「IT調達の手引き」の記載は、上位にある「IT調達ガイドライン」と整合していないため、修正されるべきである。

【意見】一括再委託の原則禁止と適切な承諾手続について周知する必要がある

会計局は、「契約に係る業務の全部又は主要な部分の一括再委託が原則禁止であること」、「再委託する場合には、受注者は再委託先の監督が可能な状況であるか等を含め、承諾に係る審査を適切に実施すること」及び「再委託できない主要な部分があらかじめ指定可能な業務について契約書等に記載すること」などを会計事務の手引へ掲載することを検討されたい。

第2 監査の結果（各論）

1 政策企画局

【意見】ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい

愛知県公館等警備装置改修工事は、ベンダーロックインの状態にある。一定の期間に区切って経済性・機能性・効率性等の観点から現在の警備装置、ひいては警備システムを見直すのが望ましい。

【意見】事業の成果について検討されたい

愛知県広報テレビ番組「村上佳菜子の週刊愛ちっち」の制作及び放送と愛知県広報テレビ番組「まるまる◎あいち」の制作及び放送は、いずれの契約も複数者による企画競争の結果、同じ契約相手が4ないし6年続いている。

視聴率の推移を確認するなどし、効果測定のあり方を検討されたい。成果が上がっていないのであれば、企画競争の評価基準を変更する等し、契約相手が連続している状況の善し悪しを検討されたい。

また、国際観光都市機能整備調査事業と留学生地域定着・活躍促進事業委託業務についても、同じ契約相手が5年以上続いているが、毎年具体的にどのような成果が得られているのか不明であった。効果測定のあり方を検討し、同じ契約相手が続く状況の善し悪しを常に意識されたい。

令和6年版の会計事務の手引（契約編）に再委託又は再請負に係る措置の項目を設け、当該措置について契約書等で適切に設定すること及び承認手続を適正に実施することについて掲載した。

今回のシステム全体の更新時期が到来した際には、次期契約業者への引き継ぎ事項を仕様書に盛り込む等、ベンダーロックイン回避の仕組みを導入することとした。

愛知県広報テレビ番組「村上佳菜子の週刊愛ちっち」の制作及び放送と愛知県広報テレビ番組「まるまる◎あいち」の制作及び放送は、令和6年度に、放送局の視聴率を毎月確認するとともに、県政世論調査において、広報活動の認知状況を調査することで効果測定を行い、1月末時点の平均視聴率は、「村上佳菜子の週刊愛ちっち」が4.2%、「まるまる◎あいち」が4.9%、県政世論調査は、「県提供のテレビ番組を知っている」と回答をした方が20.9%であった。

また、番組の認知度向上のため、令和6年度から企画提案の評価項目と配点を公開し、県が本業務で重視している点を企画提案者に対し明確に伝え、幅広い提案を促した。

国際観光都市機能整備調査事業では、令和5年度は、MICEの開催や運営にはサステナビリティに関する取組が求められていることを踏まえ、国際観光都市に相応しい魅力的な機能整備を行うにあたり必要となる取組の方向性について、環境負荷軽減、ダイバーシティ及びイノベーションなどへの配慮が必要であるとの調査結果を得た。この調査結果をうけ今後の魅力ある機能整備の具体化に向けた検討に活かすことができた。また、令和6年度事業に係る公募においては、令和5年度より公募期間を延ばし、周知に努めた。

留学生地域定着・活躍促進事業では、令和5年度に参加者を対象とした実施事業に関するアンケート調査や追跡調査の実施により、効果測定を行った。上記の調査結果の中で、「インターンシップの参加募集の開始時期が遅いため、対応が難しい」という企業からの意見があったことを受け、留学生インターンシップにおいて、参加企業の募集期間を前倒しにするなど、令和6年度から、事業内容について見直しを行い、参加企業の増加につながった。また、令和6年度事業に係る公募においては、公募期間を前年度の22日間から26日間に延ばし、業者が応募しやすいよう努めた。

2 総務局

【意見】サーバ利用料とシステム使用料を契約上明示されたい

愛知県法規集データベースシステム運用保守業務委託契約では、ソフトウェア使用料のなかにインターネットデータセンターサーバ利用料も含まれている。

仮に一体の契約とするのが真にやむを得ないとしても、調達の競争性や透明性、公平性の確保のため、例えば、ソフトウェア使用料とサーバ利用料を区別して契約書上に明記する等の外部からの客観的な検証が可能な方法で明示されたい。

【意見】随意契約の理由について定量的根拠が必要である

三河山間地域・離島地域の移住促進強化事業業務委託契約を1者と随意契約した理由には、「463自治体」、「42道府県2市」、「唯一の団体」等といった数字の記載があるところ、この根拠資料の添付がない。定量的な記載は説得力を増すが、それ故にミスリードを生じさせる危険があるので、数字を引用する場合には、同時に根拠資料の提示も行われたい。

【意見】契約目的の達成度や効果を検証されたい

三河の山里サポートデスク事業業務委託契約、あいちの山里関係人口拡大事業業務委託契約、三河山間地域・離島地域の移住促進強化事業業務委託契約は、契約の目的となった地域の活動を担う人材の発掘、関係人口の拡大、移住促進がどれくらい目的の達成をしたかについての具体的な検証を行うことを契約内容に盛り込むか、別途検証を行われたい。

3 人事局

【意見】随意契約する理由を再検討し入札や企画競争等も検討されたい

令和4年度健康診断業務委託（本庁地区）契約は、過去の受診情報等が蓄積されていることや、県の産業医が勤務する医療機関であること、地理的条件を主な理由として随意契約を続けているが、この理由によれば半永久的に随意契約を続ける方針のように受け取られる。それが随意契約の理由として十分か否かについて検討し、入札や企画競争等も検討されたい。令和4年度胃検診（本庁地区）及び大腸がん検診委託契約も同様。

令和6年度から、愛知県法規集データベースシステム運用保守業務委託契約においてソフトウェア使用料とサーバ利用料を区別して契約書上に明記した。

令和6年度の契約から、随意契約審査調書に、「特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター」の自治体会員数、移住相談窓口を出展している都道府県数、見積りが「唯一の団体」であることの引用数字の根拠資料として、「特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター」の自治体会員の一覧等を添付した。

三河の山里サポートデスク事業業務委託契約については、この事業で支援する起業人材のうち、支援の終了後も地域に定着して活動をしている者の割合を6割以上とすることを目標とし、また、三河山間地域・離島地域の移住促進強化事業業務委託契約については、年間の移住相談件数の目標を500件とすることとし、それぞれ目標の達成状況を毎年度、追跡調査することにより令和6年度から検証することとした。

また、あいちの山里関係人口拡大事業業務委託契約については、令和6年度から契約書に事業効果の測定方法と目標値を記載し、事業終了時に効果検証を実施することとした。

健康診断業務委託（本庁地区）契約、胃検診（本庁地区）及び大腸がん検診委託契約の契約方法について検討を行った結果、できる限り少ない経費で、効果的に職員の健康管理を行うために必要な技術・技能を有する健診機関は、下記のとおり愛知三の丸クリニック以外に存在しないため、競争入札に適しないと判断した。

1 愛知三の丸クリニックは、県の産業医が勤務し、職員の安全衛生の状況を熟知していることに加え、定期健康診断以外にも地方職員共済組合愛知県支部が実施する希望者人間ドック及び各種がん検診等の情報が蓄積されている。また、地方公務員等共済組合法に基づき「組合員の保健のための施設」として設置され、職域の診療所として、県職員の診察状況を把握し、疾病予防や健康管理に注力するなど、「かかりつけ医」としての役割を担っている。

このため、総合的に県職員の健康状態を判断でき、健康管理上必要な指示・指導等をよりの確に行うための技術・技能を有する、本庁地区における最良の健診機関である。

4 防災安全局

【意見】多様な契約相手が携わることができるよう配慮されたい

次世代高度通信ネットワークを開発又は構築するにあたって、多くの構成員からなる企業共同体が開発等に関与し、切り分けることが可能な機器やシステムを検討し、多様な契約相手が保守点検や保守管理業務に携わることができるよう、配慮されたい。

【意見】業務の分離発注等により入札者数の増加に向けた工夫をされたい

耐震通信局等管理委託業務では、無線従事者資格を有する者の配置、無線設備の常時監視といった異質の業務内容を分離して入札するなど、入札者数の増加に向けた工夫をされたい。

【意見】入札者数の増加を図るよう入札公告の文言等を検討し直すなど工夫されたい

消防設備士講習委託業務の契約相手は一般財団法人愛知県消防設備安全協会しかいないものの、令和2年度までは一般競争入札であり、令和3年度と令和4年度は入札不調のため、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」の随意契約、令和5年度は一般競争入札で落札した。今後も一般競争入札によるべきであると考え、入札者数の増加を図るよう、入札公告の文言等を検討し直すなど工夫されたい。

5 県民文化局

【指摘】弁護士法に抵触するとの疑いを残さないよう対応すべきである

インターネットモニタリング事業を行うに際し「県民に対する削除申請方法等の助言・支援」を事業内容とするに当たっては、仕様書や契約書等に、弁護士法違反の疑いが生じ得る行為は行わない旨明記するとともに、具体的に契約相手が行う業務内容について記録として残す等、弁護士法に抵触するとの疑いを残さないよう対応すべきである。

【指摘】著作権上、プログラムの改変が不可能

2 委託業務について、6月から11月までの期間で約5千人の健診を実施する必要があることに加え、県のシステムに健診データを取り込むために、問診及び健診結果を県が指定するフォーマットで提出する必要がある。令和6年度に職員の旅費が発生せず、職員の移動時間が少ない本庁舎の近隣医療機関に対して、上記条件での実施可否についてヒアリングしたところ、いずれも実施は難しいとの回答であった。

このため、実態として、職員の利便性と経費の節減に加え、健診の職員規模を始めとする業務内容に対応できる技術・技能を有する唯一の健診機関である。

多様な企業が開発や構築等に携わることができるよう、次世代高度情報通信ネットワーク整備工事において調達する機器を可能な限り汎用性の高いものとする仕様とするため、県庁に設置する特殊なシステム機器と端末機関に設置する汎用性の高い機器とを切り分けて仕様を設定し、移動無線機等を民生品とすることにより、入札参加に必要な要件の緩和を行った。

無線従事者資格を有する者が実施する業務と一般業務を可能な限り切り分け、無線従事者資格を有する者の配置を最小限とし、令和6年度耐震通信局等管理委託業務の入札では、無線従事者資格を有する者を常駐とする体制から、県の通信技師（有資格者）が不在となる夜間及び休日のみ配置する体制に仕様書の変更を行い、入札参加に必要な要件の緩和を行った。

令和6年度消防設備士講習委託業務の入札では、入札者数の増加を図るため、講習又はこれに関連する事務の経験を有する者が在籍する要件を不要とするなど、入札参加に必要な要件の参加資格要件を緩和した。

令和6年度インターネットモニタリング事業業務委託仕様書に、「助言及び支援をする際には、弁護士法（昭和24年法律第205号）違反の疑いが生じ得る行為は行わないこと。」の一文を追記した。また、契約締結時に、委託業者と業務内容に係る打合せを実施し、契約相手が行う業務内容について確認の上、弁護士法違反の疑いが生じ得る行為を行わない旨を会議報告書に記録するとともに、契約後は、相談内容について報告を受け、弁護士法に抵触していないことを確認している。

であるとする随意契約の理由は不合理開発契約上、著作権は県と開発者で共有となっているが、同時に翻案権を含む「当該著作権等につき、相手方の承諾なく自由に利用できるもの」と規定されている。

すなわち、開発契約上、就学支援金事務処理システムの改変については、第三者に行わせることも含め許諾されていると解される。

よって、就学支援金事務処理システム改修・保守管理の1者随意契約の理由のうち、著作権上、プログラムの改変が不可能であるとする点については、合理的な理由ではない。

【意見】ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい

令和4年度愛知県奨学金管理システム保守管理業務、令和4年度就学支援金事務処理システム保守管理業務、令和4年度就学支援金事務処理システム改修業務は、いずれも情報システムの改修・保守管理について、当該システムの開発業者との間でいわゆる1者随意契約を行うものである。

「後年の多額な経費の発生を防ぐため、企画、開発、導入、運用、廃棄まで一連のものとして調達の検討を行うこと。その結果、稼働後5カ年程度の保守・運用業務を含めたライフサイクルを勘案した一括調達をはじめ、ハードウェアも含めた一括調達など、合理的な調達範囲を定めること」（「IT調達ガイドライン」4（2））を含め、合理的な契約方法を検討することが望ましい。

6 環境局

【意見】単価を変更し契約金額を変更しない根拠を記録化されたい

あいちエコアクション・ポイント事業協力店舗募集等業務においては、当初「店舗へのQRコード・マニュアルなどの印刷・送付」について、1件当たりの700円の単価であったところ、契約内容の変更により、1件当たり850円の単価となった。本件の契約内容の変更は、「架電先が想定よりも大幅に少ない」状況となったことを理由の一つとしている。そうした中で、業務単価の変更に応じるか否かは、より慎重に検討することが必要である。また、契約金額を変更しないことの妥当性について、検証することができるよう、その根拠となる資料は、単なる参考資料ではなく正式な書類として契約綴りに綴り、また、重要な電話の内容についてはメモを残すなど、より文書管理を徹底することが望ましい。

【意見】再委託部分を分離発注することによる責任範囲の明確化を考慮すべきである

浄化槽台帳システムデータ精査業務では、総額2,970万円の契約のうち、2,189万円を再委託している。契約総額の約74パーセントの再委託

令和6年度から、1者随意契約の理由のうち、著作権上、プログラムの改変が不可能であるとする記載について、開発契約時に成果物の著作権は共有とし、相手方の承諾なく自由に利用できることとしていることから、合理的な理由ではないため削除した。削除後の随意契約理由について、「年間10万件の個人情報扱う当システムを安全・安定に運用させ、障害時にも速やかに復旧させることのできる技術・技能を持つ者は、システムを開発・構築するとともに、システムの著作権を本県と共同で有する当該業者のみである。加えて、当システムは就学支援金等の制度変更に対応するため、度重なる修正が繰り返され、複雑な仕様になっており、システムを安全・安定に稼働させるためには、システム固有の設計思想及び技術を考慮し、作業を進める必要があり、開発当初から現在まで保守業務を行い、システムの特徴及び構造について熟知している当該業者以外に委託することは極めて困難であることから1者随契とする。」とした。

令和6年度の仕様書から、引き継ぎに関する事項として「本業務が終了となる場合には、乙は甲の指示のもと、本業務終了日までに甲が継続して本システムの運用及び保守業務を遂行するため、本件成果物を基に、業務引継ぎを行うこと。」を明記し、他業者への乗り換えを困難とするベンダーロックインへの対策を講じた。

契約内容の変更が生じる場合は、事前に協議をし、見積書を提出の上、再積算した設計書等により、慎重に検討することとした。

また、変更契約を締結する際には、変更後における委託内容や金額などが適切であることを示す資料を契約綴りに綴ること、重要な電話の内容についてはメモを残すことなど、より文書管理を徹底するよう令和5年度に改めて周知した。

浄化槽台帳システムデータ精査業務は令和5年度で終了したが、今後同様の事例があった際は、会計事務の手引きに従い、再委託の割合が大きい場合は

となる。本件の再委託の割合が大きいことを踏まれば、むしろ、再委託部分を分離して契約することによって、契約当事者の責任範囲を明確にすることも考慮すべきである。

【意見】電気自動車賃貸借の車種選定における評価項目について十分検討されたい

電気自動車賃貸借で導入する電気自動車の車種の選定における「バッテリー保証」の項目について、トヨタ自動車株式会社のb Z 4 Xのみが「10年20万km（初期容量の70%）」であることを理由に、○評価となった。他の(1)～(4)項目について、すべて○評価となった車種は2車種あり、バッテリー保証は共に「8年16万km（初期容量の70%）」であった。しかし、本件契約は、そもそも5年間のリース契約であり、8年を超えるようなバッテリー保証期間は、少なくとも本件契約との関係では、直接的に必要となるものではない。今後の車種選定においては、公平性及び経済性の観点から、評価項目について、十分検討を行うことが望ましい。

【意見】プロポーザル等企画競争の実施を検討すべきである

平成20年度以降、公益財団法人名古屋産業科学研究所との間で1者随意契約を続けているあいち環境塾プログラム企画運営等業務委託の1者随意契約の理由は、抽象的なものであり、かつ「他に競争しうる業者がない」とする根拠としては不明確であった。本契約が、「契約の相手方を、その技術、技能により選択する必要があるとき」の要件に該当すること自体は認められるが、1者随意契約を続ける根拠は十分とはいえず、プロポーザル等企画競争の実施を検討すべきである。また、循環ビジネス事業化促進コンサルティング等業務委託についても、承認TLOであることが、本件業務にとって不可欠であるとはいい切れず、疑義が残る。プロポーザル等企画競争の実施を検討することが望ましい。

7 福祉局

【指摘】額を確定し精算する委託では正確な精算のため実支出額を正確に把握すべき

福祉・介護人材就業・定着支援事業の委託契約、愛知県母子家庭等就業支援センター事業の委託契約等、額の確定を行い精算することが予定されている場合、正確な精算のために、実支出額の正確な把握を行うべきである。

【指摘】弁護士法に抵触するとの疑いを残さないよう対応すべきである

再委託部分を分離し契約を行う。

今後の電気自動車賃貸借の車種選定において、評価項目については車両の使用目的及びリース期間を考慮し、契約内容に直接的に必要なもののみを設定することとし、公平性及び経済性の観点から、適切な評価を行うように努めていく。また、令和6年度の電気自動車購入においては、業務内容に直接的に必要なもののみを設定し、公平性及び経済性の観点から適切な評価を行い、調達を実施した。

「あいち環境塾プログラム企画運営等業務委託」及び「循環ビジネス事業化促進コンサルティング等業務委託」について、契約の相手方に求める技術、技能を、提案内容から評価でき、また、複数の企画提案から選定できるよう、令和6年度からプロポーザル方式の企画競争に変更した。

福祉・介護人材就業・定着支援事業の委託契約については、令和5年度委託契約の額の確定時に、聞き取りや追加で各事業の支出明細書類を求め、各事業の支出明細と実績報告書上の費目を照らし合わせることで報告された実支出額が委託経費として相当なものであるか確認を行った。

今後も、額の確定時に、必要に応じて聞き取り等を行い、実支出額が委託経費として相当なものであるか確認を行う。

また、愛知県母子家庭等就業支援センター事業の委託契約については、令和6年3月末の令和5年度事業実績報告提出にあたり、実態に即した正確な支出額の把握・記載について、改めて委託先に指導した。これに基づき提出された実績報告書について、本事業の遂行に係る支出として適正なものかどうか、従前に比べより詳細なヒアリングを実施したところであり、今後とも支出額の適切な把握に努めていく。

愛知県母子家庭等就業支援センター事業における養育費相談事業では、委託先が、弁護士法72条に違反する依頼をすることのないよう、本契約の仕様書を見直し、履行状況を確認するべきである。

【意見】事業決算書の記載について支出費目により計上するよう統一されたい

愛知県母子家庭等就業支援センター事業における事業決算書の費目については、契約相手から提出された事業決算書において、支出費目により計上されているものと事業名により計上されているものが混在していた。事業決算書の記載について、支出費目により計上するよう統一したほうがよいと考える。

【意見】大幅な赤字の理由を調査し必要に応じ事業内容や委託金額を見直されたい

愛知県地域生活定着支援センター運営事業は、平成30年度から令和4年度まで、平均1,701万円の大幅な赤字と報告されているものの、その理由について詳細な調査を行っていない。本事業が大幅な赤字と報告されている理由を調査し、必要に応じ、事業内容や委託金額の見直しをしたほうがよいと考える。

8 保健医療局

【意見】ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい

薬務関係許認可事務処理システム改修業務委託一式、薬務関係許認可事務処理システム保守業務委託事業、及び、薬務関係許認可事務処理システム開発業務委託事業については、平成28年に他の地方自治体で実績のあるWeb型パッケージシステムとして本システムを導入した。システム導入時点から、ベンダーロックインの問題が生じ得ることを見込んで、ベンダーロックインの問題が生じないようにするのが望ましい。また、ベンダーロックインを回避する方法を検討されたい。

9 経済産業局

【意見】燃油価格高騰対策支援金交付業務の各委託契約の重複は避けるべきである

愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務委託契約（以下、「運送事業者支援金交付業務委託契約」という）は約20億円の支援金に対して約1億8,000万円、愛知県繊維事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務委託契約（以下、「繊維事業者支援金交付業務委託契約」という）は約5億5,000万円の支援金に対して約8,300万円、愛知県窯業事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務委託契約（以下、「窯業事業者支援金交付業務委託契約」という）は約9,800万円の支援金に対して約3,300万円の契約金額で、それぞれ発注している。共通する部分の多い業務を別々の業務として発注するのではなく、あわせて発注することや、作成したシステムの著作権を県に帰属させることなどを検討するなどして、共通する業務に重複して委託金額が発生しないようにすべきである。

令和6年4月1日付け令和6年度契約締結にあたり、事業内容を定める「愛知県母子家庭等就業支援センター事業実施要綱」を改正し、弁護士以外の司法書士等が相談対応を行う際は、司法書士法（昭和25年法律第197号）等それぞれの法律で定められた範囲で業務を行う旨を新たに明記し、令和6年7月に開催した委託先との打合せ会等において、これに基づき適切な運用を確認した。

令和6年3月末の令和5年度事業実績報告提出にあたり、委託先が作成する事業決算書について、全て支出費目で計上するよう依頼し、これに基づき整理・統一された書類を受領した。

令和6年9月に愛知県地域生活定着支援センターに対し調査を実施し、調査結果を踏まえ、事業内容の整理とともに委託金額の精査を行い、令和7年度事業の見直しの検討に活用していく。

「愛知県薬務関係許認可事務処理システム開発業務委託企画提案実施要領」では、ベンダーロックインのような問題への対策として「柔軟性」といった項目を定めていた。次回以降、ベンダーロックインの問題を生じさせないため、使用するパッケージソフトや採用している技術など導入するシステムの汎用性が高い程、評価点が高くなるよう当該項目の配点を高め、ベンダーロックインを回避するよう運用を見直した。

令和6年1月に「令和5年度第2期愛知県窯業事業者燃油価格高騰対策支援金及び令和5年度第2期愛知県繊維事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務委託」を一括で発注することで効率化を図った。

なお、運送事業者支援金と窯業事業者燃油価格高騰対策支援金及び繊維事業者燃油価格高騰対策支援金では、提出書類や審査方法が異なり、事務局を分けて運営する必要があると判断したため、運送事業者支援金交付業務委託契約は一括発注していない。

今後も異なる事業で共通する業務が想定される場合は、局内で調整を行い、あわせて発注することを検討することとした。

また、継続して実施される事業においては、重複して委託金額が発生しないように、作成したシステムの著作権を県に帰属させる必要があるか検討することとした。

【意見】実質的な審査業務を契約相手が行っていないか検討を要する

運送事業者支援金交付業務委託契約、繊維事業者支援金交付業務委託契約、窯業事業者支援金交付業務委託契約では、県が行うべき実質的な審査業務を、受注業者が行うことになっていないかを検討し、審査に関するマニュアルを整備するとともに、類似の業務であっても、一律に受注業者に審査を行わせるのではなく、内容や件数によっては、一部、県の職員において担うべきではないかも検討したうえで、発注内容を検討すべきである。

【意見】委託契約の成果を具体的に把握されたい

令和4年度「知の拠点あいち重点研究プロジェクト」研究委託業務（以下、「令和4年度重プロ」という）はⅣ期目であり、その前にもⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期の「知の拠点あいちプロジェクト」の研究委託業務（以下、これらの研究委託業務と令和4年度重プロを併せて「本件重プロ」という）が行われている。委託料の対価である成果について、どの特許権等がどの参画企業から県内のどの企業に対して、どのように実施許諾されたか否か、特許権等とその実施許諾から得られる経済効果はいくらか、参画企業の年間売上高等が70億円以上であれば、どのような内訳でどうして本件重プロの成果といえるのか、これら売上高等の経済効果が県の経済に対してどのような効果（雇用や税収）を生じているのかについて検証し、本件重プロの成果を具体的に把握する必要がある。

10 労働局

【意見】事業に要した委託料の詳細について検査し記録化されたい

中小企業デジタル人材育成研修事業では、事業に要した経費の詳細について検査することが必要であり、仮に実施したとすれば、記録上、実施した対象やその結果がわかるようにすべきである。

【意見】付加提案の活用について継続的に検討されたい

デジタル活用人材育成支援事業の企画提案時に提案される付加提案について、委託業者との打合せ等は議事録化すべきである。また、経済性や効率性の観点から採用の是非を検討し、その後の継続的な活用についても検討すべきである。

【意見】ヒアリング等の見直し結果については恒常的に記録化されたい

就職氷河期世代デジタル人材育成事業において、事業の実施途中においてもヒアリング等を行い、事業内容を見直しているとの説明があったが、ヒアリング等の見直し結果については恒常的に記録化されたい。

11 観光コンベンション局

【意見】運営事業者の意向を踏まえて契約種別を選択するべきではない

愛知県国際展示場コンセッション事業運営支援業務委託では、運営事業者の営業上の秘密や

各支援金交付業務委託契約において、県が行うべき実質的な審査業務を、受注業者が行うことがないよう、令和6年2月により詳細な「愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務 審査マニュアル」、「愛知県繊維事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務 審査マニュアル」、「愛知県窯業事業者燃油価格高騰対策支援金交付業務 審査マニュアル」を作成した。また、高度な判断を要する案件については、県の職員が各申請者に直接連絡し、事実確認及び審査を行った。

令和6年度に実施した売上高調査において、プロジェクトで生まれた製品・技術の売上高とその要因、特許権の現状、特許による売上とその要因、重点研究プロジェクト成果を基にした雇用創出の各項目を追記して、県の経済に対する効果を把握できるようにした。

令和5年度に、事業に要した経費について帳簿類及び領収書等の検査を実施するとともに、検査調書の摘要欄及び結果欄に検査した内容と結果を記録した。

企画提案時に提案された付加提案について、令和6年度から、委託業者との打合せは議事録化しており、経済性や提案による事業効果などを総合的に検討し、採用の是非を判断している。また、令和5年度から事業実施後のアンケート結果等に基づき、事業効果を検証しており、令和6年度も継続して行っていく。

令和5年度に、事業の実施途中において実施したヒアリング等を踏まえた見直し結果については、恒常的に記録し、資料を課内で保管した。

令和5年度から引き続き、令和6年度の愛知県国際展示場コンセッション事業運営支援業務委託につ

ノウハウに関する事項の公開に関する意向を踏まえて契約種別を選択するべきではない。

【意見】 新たな優秀な企画を求めて企画提案を
 図ることを期待したい

武將観光情報発信事業の商標権は県が有しているので、現在の契約相手でなければならない必然性はない。定期的に新たなる優秀な企画を求めて企画提案を図ることを期待したい。

【意見】業務の成果を数値をもって具体的に明らかにされたい

大河ドラマ活用誘客促進事業委託業務とジブリパーク周遊観光促進事業について、事業の成果を具体的に報告されたい。

12 農業水産局

【指摘】退職給付を委託料として支出してはならない

愛知県栽培漁業センター業務の委託契約は双務契約であり、反対給付の対価として委託料を支払うものである。しかし、退職給付は当該年度の委託業務に対する対価とは認められず、委託料をもって退職給付を支出してはならない。

【意見】 著作者人格権不行使は県のほか契約相手にも行使しない旨特約されたい

「令和4年度地産地消流通網構築事業」委託契約にかかる事業は3か年計画で実施されるものであり、各事業年度の成果物は次の事業年度に引き継がれ、契約相手はそれらを利用して当年度の事業を遂行していく。令和3年度の契約相手と令和5年度の契約相手は異なっている。当年度において、昨年度の成果物を改変等する可能性があるのであれば、著作権人格権について、県だけでなく委託先となる契約相手に対しても行使しない旨の規定を設けることが望ましい。

【意見】 成果物の不備は完了検査チェックシートに記載するのが望ましい

令和4年度指定管理鳥獣捕獲等事業効果的捕獲促進事業一式において、契約相手は、仕様書に即した写真撮影を怠り、結果として成果物たる書類等に不備が生じた。検査としては合格であっても、完了検査チェックシートの欄外に不備について記述しておくことが望ましい。

【意見】 清算事務は明細だけでなく伝票等の確認や照合をされたい

おもてなし花壇設置事業業務一式契約の清算事務において、県は、契約相手が提出した明細を確認したのみであるが、それらを根拠づける伝票等の確認や照合を行うべきである。

13 農林基盤局

【意見】 審査項目や手続を定期的に検証し適切に入札手続が行われるよう留意すべき

「地盤沈下対策事業 飛島北部地区 古川その1工事」、「緊急農地防災事業 大村西地区 機械類工その3工事」、「海岸整備事業 幡豆地

いて、委託業務の内容に基づき企画競争による業者募集を行った。

令和7年度の委託業務について企画提案を募るとともに、定期的に契約方法を見直すこととした。

大河ドラマ活用誘客促進事業やジブリパーク周遊観光促進事業を含む「本県の観光振興に係る施策」の実施状況について、数値をもって明らかにし、毎年度、外部有識者等で構成する委員会で意見をいただくとともに、県議会への報告や公表を行っている。今後も引き続き、機会を捉え、事業の具体的な成果の報告に努める。

令和6年度に、支出予定がある退職給付費用について、委託料ではなく、補助金として支出するよう改めた。

本事業は令和5年度で終了した。今後、複数年にわたって実施する事業であって、著作権が発生する業務委託契約については、県だけでなく第三者に対しても著作権人格権の不行使特約を付与することが適当であることを令和6年度に所属職員に対して周知を図った。

提出書類に写真の不備がある旨、完了検査チェックシートに記述した。

令和6年度に所属職員に対して、歳出を伴う契約の完了検査にあたっては、支出明細と根拠書類の照合を実施するよう、清算事務の手順について、周知徹底を図った。

総合評価入札は業者の新規参入を促す上で有効な方法の一つと考えているが、業者に偏りが無いか、新たに参入しにくい案件となっていないかを検証す

区 北浜川水門その3工事」、「たん水防除事業 三郷地区機場工その3工事」、「海岸整備事業 鍋田2期地区 その1工事」、「たん水防除事業 室場南部地区機械類工その1工事」の各契約について、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度に関する合計14、19及び20項目の審査項目、及び入札価格を総合評価し、評価順位の最も高い業者が落札している。各工事について連続的に複数回にわたり工事契約を締結しており、工事によっては、数十年にわたり、数十回の契約となっているものもある。その各契約が同一の業者によって落札されているものも多くみられる。地域によって落札している業者に偏りのある結果となっていないか、入札前から落札業者が事実上決まっておき、公正に異なる業者が参入する余地を閉ざしていないかについて、審査項目や手続を定期的に再検証し、適切に入札手続が行われるよう留意すべきと考える。

14 建設局

【意見】随意契約の理由が説明不足と考えられるため記載を修正されたい

愛知県土木積算システム運用保守業務は、どの部分につき富士通Japan株式会社東海支社が著作権を有しているのか明らかではなく、随意契約理由として説明不足と考えられるため、修正されたい。

【意見】今後も随意契約を継続する場合には随意契約の理由を整合させる必要がある
「随意契約とする理由」の理由付けが不整合と思われる。県が著作権を有する部分については、著作権を理由として業務委託するべきではなく、その理由付けとして不整合であり、今後も随意契約を継続する場合には、著作権に起因する随意契約理由のほかに適切な理由付けが必要である。

15 都市・交通局

【意見】法令の例外規定を適用するための根拠資料を残されたい

県営名古屋空港制限表面管理に係る空港周辺樹木剪定委託業務一式において、県は、関連法規におけるいわば例外規定を適用して、金銭的な補償の代わりに、その費用を負担して対象となる樹木を剪定している。

この点、県はたしかに樹木の所有者たる当事者の承諾を得たうえで、金銭的な補償に代えて樹木の剪定を委託して行っていることは確認できる。しかしながら、金銭的な補償に代えて樹木の剪定を行うことができるのは、あくまで当事者の承諾を得ることにより関連法規の例外規定を適用できるからであり、当該当事者の承諾は本契約において極めて重要な前提事実である。そうすると、後に経緯を確認する必要がある場合や紛争が生じた場合に備えて、例外規定を適用する根拠を裏付ける客観的な資料は残すべきであり、具体的には当事者間の協議については、文書でその合意内容が確認できる資料を残すべきである。

【意見】経営事項審査補助業務委託の積算根拠から行政書士の文字を削除すべき

県は委託料の積算において、報酬に一定の割

るため、次のように対応することとした。

- 1 落札業者や入札参加者について、引き続き本庁・地方機関双方で確認・把握を行っていく。
- 2 入札を行う際には、農業水産局及び農林基盤局総合評価審査委員会において、総合評価に係る評価項目、評価の方法、落札者の決定方法等について審査を受けた上で農業水産局及び農林基盤局建設工事等契約業者指名審査会議に諮り、手続を進めていく。
- 3 これらのことに取り組んでいく中で、入札・契約手続等について見直す必要が出てきた場合は、農業水産局及び農林基盤局入札・契約検討委員会において検討を行い、改善を図っていく。

令和6年度の契約から、随意契約審査調書における「随意契約とする理由」を、「現システムの設計及び開発を行い、同システムを熟知している唯一の者」と行う旨に修正した。

令和6年度の契約から、随意契約審査調書における「随意契約とする理由」を、「現システムの設計及び開発を行い、同システムを熟知している唯一の者」と行う旨に修正した。

当事者間の協議については、合意を確認するため、令和6年9月に樹木の所有者の承諾書について様式を作成し、その合意内容を文書で確認できるよう措置した。

令和6年度から、当該業務委託の積算に係る資料

合を上乗せして積算しているが、上乗せする割合の算出根拠及び割合自体は正当と評価できるものである。

しかしながら、報酬を上乗せする根拠は当該分野の知識や経験等を有する者が本契約における業務を遂行するからであって、行政書士の資格を有する者が業務を遂行するからではない。積算に係る資料における「行政書士という資格、経験を考慮して」という記述は不正確であるから、一般競争入札において事前に公表する資料にこのような記述が現れないとしても、修正すべきである。

16 建築局

【意見】記録等の作成保管に注意し混在が起きないように注意されたい

岡崎高等技術専門校新館1建築工事の記録内に、名古屋高等技術専門校窯業校改修工事に関する「決裁確認書」及び「支出金調書」が綴られていた。改めて記録等の作成保管に注意し、混在が起きないようにされたい。

17 スポーツ局

【指摘】委託料のうち人件費相当額の算出方法と額を改める必要がある

障害者スポーツ参加促進業務委託契約は、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会に対し、いわゆる1者随意契約で委託されている。愛知県社会福祉協議会から提出された見積と同額の人件費を基に契約金額を積算すると、補助金に関する地方自治法第232条の2の趣旨に反することになり兼ねない。何らかの資料に基づき必要な所要時間を算出し、業務の人工の単価を適切に算定のうえ、これに所要時間を乗ずることで、委託料のうち人件費相当額を算出するべきである。愛知県障害者スポーツ人材育成業務委託契約も同様である。

【意見】プロポーザル等企画競争の実施を検討すべきである

第22回全国障害者スポーツ大会愛知県選手団派遣業務委託契約、愛知県障害者スポーツ人材育成業務委託契約、愛知県スポーツ大会運営業務委託契約、障害者スポーツ参加促進業務委託契約は、いわゆる1者随意契約として、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が契約相手となっている。真に愛知県社会福祉協議会が行わなければならない部分は何かを検討のうえ、業務委託する契約の内容を分離することを検討すべきである。そうすれば、1者随意契約ではなく、プロポーザル方式や競争入札が行える業務委託の部分が生じうる可能性があり、そうすることが、公平性や経済性の見地から、望ましい。また、障害者スポーツ交流・サポート体制強化事業業務委託契約は、公益財団法人愛知県スポーツ協会を契約相手としているところ、競争入札を行わず、一貫して同人を契約相手として随意契約により委託をしているが、同様に検討をすべきである。

【意見】関連事業間の事業の公平らしさに疑問を抱かれたいよう努められたい

新体育館整備推進事業用地等整備工事請負契約は、名古屋市の要望事項を踏まえ、PFI事業者の構成企業との間で同整備工事を随意契約

において、「行政書士という資格、経験を考慮して」という記述を「当該審査業務を行うのに必要な知識、能力に対する技術力を考慮して」に修正した。

令和5年度に、資料を整理する際は複数人による確認を徹底するよう職員へ周知徹底した。

令和6年度から、人件費相当額の算出方法について、これまでの実績や他の類似事例を参考として、業務に必要な所要時間を算出した上で、国の委託等件人費単価を掛けて、人件費相当額とすることに改めた。

該当の事業について、令和5年度及び令和6年度に社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）及び公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「県スポ協」という。）が行わなければならない部分や業務の分離の可否について整理を行い、適切な契約方法について検討を行った。その結果、事業実施に必要な要件を満たす団体は、県社協及び県スポ協しかおらず、また、事業実施に必要な各業務は一体の業務であるため業務を分離することはできないことから、該当の事業については、県社協及び県スポ協と1者随意契約することとした。

本件の契約については、名古屋市の要望事項を踏まえ、また、撤去工事と本体工事の間の工程調整・施工調整の必要性も考慮し、PFI事業者の構成企

したというものである。PFI事業者の構成企業が関連工事を随意契約したとすると、ある事業の受注者等として関与すれば、本来、別の事業まで受注できるという誤ったイメージが生じる可能性があり、県の行う事業に対する公平らしさへの疑念が生じかねない。事業の公平らしさに疑問を抱かれないよう努めるべきである。

【意見】 契約目的の達成度を検証することを検討されたい

FIA世界ラリー選手権ラリージャパンを活用した愛知の魅力発信業務委託契約、マラソンフェスティバルナゴヤ・愛知を活用した愛知の魅力発信業務委託契約、新城ラリーを活用した愛知の魅力発信業務委託契約、奥三河パワートレイルを活用した地域活性化推進業務委託契約、地域活性化ビジョンに係るフレンドシップモデル事業支援業務委託契約、地域活性化ビジョンに係るボランティアの定着化の促進に向けた運用支援業務委託契約、県内競技団体競技運営能力向上推進業務委託契約等により、県の魅力を認識した者が観光に訪れる等の具体的な行動等に繋がっているのかを検証することを契約内容に盛り込むか、別途、契約目的の効果の検証を行われたい。

【意見】 駐車場土地等賃貸借契約の長期継続契約を検討されたい

愛知県武道館高架下駐車場土地等賃貸借契約は、1年ごとの賃貸借契約であるところ、毎年度末で賃貸借契約の終期に至ることから、次年度には賃貸借契約の締結を拒まれれば、同土地の利用が困難になる。ヒアリングによると、契約相手が1年契約を望んでいるということであるが、地方自治法第234条の3に照らし、長期継続契約の締結につき検討されたい。

18 議会事務局

【指摘】 「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当しない

愛知県議会議員会館管理業務の委託契約の随意契約理由である、「県及び県議会の組織と行事に関する内容、個々の議員の利用実態や施設管理を含めた会館の実情を熟知していること」は、契約相手と長期にわたり随意契約を繰り返してきた結果であり、契約相手が有する技術や技能ではない。本業務内容は議員会館の管理及び運営であって、利用者の受付案内事務、各種消耗品等の管理・提供等、会館への通信等の受理と報告、会館利用者への便宜供与といった業務は、特別な技術や技能が要求されるものではなく契約相手以外にも可能な業務であり、随意契約によることはできない。

【意見】 1者入札の状態に戻らないよう応札者を増やす取組を継続して進められたい

愛知県議会広報誌「県議会だより」の制作及び発行業務の委託契約は一般競争入札によっているものの、令和4年度まで契約相手による1者入札が続いていた。令和5年度入札では、6者が入札し、落札者が決定されており、今後も、令和4年度以前の状態に戻らないよう、応札者を増やす取組を継続して進めていただきたい。

業と随意契約したものである。今後、県の行う事業の公平らしさへの疑念が生じないように、引き続き随意契約にあたっては地方自治法や愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）に則り、理由をしっかりと整理する。

FIA世界ラリー選手権ラリージャパンを活用した愛知の魅力発信業務委託契約を始め、各スポーツ大会を活用した愛知の魅力発信業務委託契約等については、大会のエントリー数や観戦者数等に対する本事業の影響力を調査し、令和6年度以降は前年度より影響力が上がることを目標とし、事業を進めることとした。

また、県内競技団体競技運営能力向上推進業務委託契約については、令和6年度は契約目的の効果検証を契約内容に盛り込み、事業に参加した競技団体に対して、競技運営能力向上の実感の有無に関するアンケートを実施した。

地域活性化ビジョンに係るフレンドシップモデル事業支援業務委託契約、地域活性化ビジョンに係るボランティアの定着化の促進に向けた運用支援業務委託契約については、令和4年度で事業が終了している。

駐車場土地等賃貸借契約の長期継続契約の締結について、地方自治法第234条の3の趣旨を踏まえて契約の相手方と交渉を重ね、同意を得られたため、令和6年度から令和8年度までの3年間の長期継続契約を締結した。

令和6年4月の契約から、一般競争入札により執行し、契約の相手方を決定した。

令和6年度入札では、6者の入札があった。本入札案件に関する情報については、公報やあいち電子調達共同システムにおいて公示するなど、周知に努めており、応札者を増やす取組を継続している。

19 教育委員会事務局

【意見】 予定価格の再設定にあたり市場価格の調査や再設定の経過を記録化されたい

令和4年度愛知県立学校児童生徒及び教職員定期健康診断業務委託一式の予定価格を再設定するにあたり、応札業者のみに対する調査で「当該地区の市場価格の調査を行った」とすることには違和感がある。周辺地区の業者を含め市場価格を調査し、調査不能な事情があればそれを記録されたい。そして予定価格の再設定に至る経過を、市場価格の調査経過とともに、さらに詳細に記録されたい。

【意見】 時期によっては入札予定者とのやりとりを控えるべきである

令和4年度愛知県立学校児童生徒及び教職員定期健康診断業務委託一式の契約締結後、8月に入札者として想定される者の担当者との間で個別に単価に関するやりとりをしているが、8月からさらに時間が経過し、次年度予算編成の時期が近づいたときには、このようなやり取りは控えられるべきである。

【意見】 議決要件の潜脱と疑われないため客観的な資料を保存されたい

新型コロナウイルス感染症抗原定性検査簡易キット3契約の契約金額の合計額は1億5,676万450円であり、予定価格の合計額は1億7,046万345円になる。同3契約は、買い入れの対象となる動産、納入先及び契約相手の業者がまったく同一であり、時期も極めて近接し、議決要件を潜脱したとの疑いが拭えなかった。

契約締結手続の中でこれを裏付ける客観的な資料を保存するなどして、これを踏まえて随意契約審査会の審議を受けるべきである。

【意見】 入札の説明書は誤解が生じないように作成するべきである

学校給食用残牛乳処分業務（第1地区）51回（予定）及び学校給食用残牛乳処分業務（第2地区）51回（予定）では、県の入札の説明書が正確性を欠くといった県に起因する事情により、錯誤取消しがなされるとともに、再入札が間に合わないとの理由で「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」の随意契約に至ったが、当然に有効として随意契約が認められるものではないため、契約取消しの原因となった誤解が生じないように、入札の説明書は適切に作成すべきである。

【意見】 入札者を決定する前に錯誤を発見できるような仕組みを検討すべきである

愛知県公立高等学校入学選抜に係るWeb出願システムの構築に関する業務一式では、仕様書等の条件を満たさずに応札した業者に基本的な原因があるとはいえ、錯誤取消しも錯誤が表意者である県の重大な過失に基づくものであった場合、意思表示の取消しができない場合も想定される。仕様書の内容も可能な限り具体的に簡明なものとするとともに、入札者を決定する前に発見できるような仕組みを検討すべきである。

従前から応札業者や周辺業者に市場価格の調査を行った上で、予定価格を再設定しているが、令和6年度契約分から、予定価格の再設定に至る経過を、周辺地区で同事業の受託実績がある業者への聞き取り等の市場価格の調査経過とともに、更に詳細に記録している。

入札者として想定される者の担当者との間で個別に単価に関するやりとりをすることは、入札の公平性の観点から不適切と判断し、行わないようにした。また、今後も単価に関するやりとりと疑われるような連絡は行わないよう、後任の担当者へ引き継いだ。

新型コロナウイルス感染症抗原定性検査簡易キット3契約における随意契約審査会において、全ての案件で適当の審議結果を得ている。今後、特に議決要件となる予定価格、納入先及び契約相手の業者が同一である場合や時期が近接している等、当該契約と同様の随意契約を行う場合には、新たな契約を締結する必要が生じた経過等を明確にした資料により随意契約審査会の審議を受けるよう努めていく。

入札説明書に年間総額にて応札する旨を記載していなかったことが誤解を生じた原因であった。そのため、令和6年2月に公告を行った同事業の次年度実施に向けた入札において、入札に関して誤解が生じないように入札説明書に「入札額は年間分の額とする」旨を明記した。

今後同様の総合評価一般競争入札による調達を行う際は、仕様書の業務要件を可能な限り一覧や箇条書等を用いた具体的で簡明な記載とするとともに、落札者決定基準を当該一覧等と対照して確認できる形式で作成することで、落札者決定の前に要件ごとの充足状況を詳細に確認できるよう運用を改め、入札者を決定する前に錯誤を発見できる仕組みを構築した。

【指摘】津島警察署庁舎建築工事契約に申込誘引報告がなされていなかった

津島警察署庁舎建築工事契約について、愛知県公契約条例に係る労働環境の確認措置に関する事務取扱要領第3条第2項に基づく申込誘引報告がなされていなかったのは事務取扱要領に違反する。契約の種類等により、必要な事務が一覧できるチェックリストを作るなどの対策をすべきである。

【指摘】瀬戸警察署庁舎建築等設計契約の簡易公募型プロポーザル契約の誤り等

県としては、契約の解除は本件契約約款第37条第1項に基づき一方的に解除をするか、合意に基づき解除する場合には、少なくとも同約款同条第2項と同等の損害賠償に関する事項を合意するべきであった。

評価点の集計の誤りについては、契約者の選定手続において、ダブルチェック、クロスチェック等のチェック体制やルールが明確に定められ、それにしたがって確認がなされていれば容易に避けることができたと考えられる。以後、同様の誤りが生じないように、早急にチェック体制やルールを明確に定めることが望ましい。

21 企業庁

【指摘】契約書の記載事項を財務規程等に適合するよう改めるべきである

令和4年度愛知県企業庁電食防止施設点検等業務委託契約書には、財務規程の定める契約書の記載事項のうち、「契約保証金」、「履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金」及び「危険負担」に関する記載がなく、また、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の定める必要的内容事項のうち、「各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金」及び「契約に関する紛争の解決方法」の記載がない。よって、これらを定める必要がある。

【指摘】再委託に関する事項（禁止事項、承認手続）を契約書に定めるべきである

令和4年度愛知県企業庁電食防止施設点検等業務委託の契約書では、一括再委託は禁止されていない。承諾のない再委託を明示的に禁止する条項を設けるべきである。

【意見】契約書の添付書類に過誤が生じないように注意されたい

令和4年度愛知県企業庁電食防止施設点検等業務委託の契約書は、契約条項、仕様書、業務内容一覧表、位置図、実施設計図、数量計算書、業務内容一覧表、仕様書の順に綴られており、業務一覧表と仕様書が2回ずつ綴られていた。企業庁としても、本年度より執行体制を見直し、当該過誤が発生しないよう努めているとのことであるので、引き続きこのような作業上の単純な過誤が生じないように注意されたい。

22 病院事業庁

【意見】研修を企画するに当たっては受講者を集め実効性を確保されたい

働き方改革に関する研修実施業務委託について、病院事業庁が契約相手から提出を受けた実

契約事務を進めるにあたり、必要な事務と時期が確認できるよう令和6年1月にチェックリストを作成し、手続に遺漏がないよう対策を講じた。

なお、令和6年2月29日施行の愛知県公契約条例に係る労働環境の確認措置に関する事務取扱要領の一部改正により、特定公契約に係る申込みの誘引に係る報告は廃止されている。

令和6年1月に「プロポーザル方式の随意契約事務手続に関するマニュアル」を整備するとともに、担当者一覧表を作成し課内で共有することで担当を明確化し、同様の誤りが生じないようにチェック体制を整えた。

令和6年度愛知県企業庁電食防止施設点検等業務委託契約書より、愛知県企業庁財務規程（昭和55年企業庁管理規程第14号）等に定める「契約保証金」、「履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金」、「危険負担」、「契約に関する紛争の解決方法」等について漏れなく記載するよう改めた。

令和6年度愛知県企業庁電食防止施設点検等業務委託契約書より、愛知県企業庁財務規程の規定に従い、書面による事前承諾を受けていない再委託を禁止する条項を設けた。

契約書の添付書類に過誤が生じないように、事業担当課及び契約事務担当課の二重で確認をし、再発防止に努めている。

研修を企画する際の実効性の確保について、令和6年2月に病院事業庁内に周知したほか、令和6年

績報告によると、がんセンターの管理監督医師は、積極的に研修を受講したことがうかがえる。しかし、それ以外は研修、eラーニングともに低い受講率にとどまっている。医師に直接影響する制度改革に向けた研修なのであるから、研修又はeラーニングの少なくとも一方を必ず受講するよう呼びかけ、研修を実効的なものにするべきであった。今後同様の研修を企画することがあれば、受講者を集める工夫をされたい。

【意見】契約保証金免除は発注内容と提出された実績の実質を比較して審査すべき

愛知県病院事業庁財務会計システムは、運用保守を契約相手の責務とするものであるが、本契約では、運用保守の義務を負わないリース契約の実績を元に免除の判断が行われ、そのほか保守運用に関する実績の調査は行われていない。

システムやソフトウェアの賃貸借契約と名の付く契約の実績があれば内容は問わないというのでは審査の意味がない。発注する内容と提出された実績の実質的な内容を比較して判断するべきである。

【意見】物件調達代金を下回るファイナンス・リースを防ぐ方策について検討されたい

愛知県病院事業庁財務会計システムで調達するシステムのような汎用性のない物件に係るファイナンス・リース契約については、物件価格を開示した上で上乗せ部分である金利や手数料等について競争を行うことも選択肢である。また、県が今後も予定価格の事前公表を続けるのであれば、本件のような契約金額のほとんどを原価が占めることになる契約こそ予定価格の事前公表になじむともいえる。いずれの場合であっても、調達物件を選択する段階で、そのメーカーのその物件であることの必要性、相当性、見積内容の妥当性を、他への発注可能性も念頭に検討することにより、不当な価格の高止まりを予防することも可能である。物件調達代金を下回るファイナンス・リースを防ぐ方策について検討されたい。

【意見】ファイナンス・リースでのベンダーロックインを回避する方法を検討されたい

ファイナンス・リース契約によってシステムを調達する場合、県とベンダーは直接の契約関係に立たず、直接ベンダーロックインを防ぐための対策を取ることができない。本契約では、仕様書に「本業務が終了となる場合には、受託者は本県の指示のもと、本業務終了日までに本県が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じるため、業務引継ぎに伴うシステム移行等に必要な構成要素を円滑に提供できるようにすること。」と定められており、引継ぎに対する協力を要請するよう配慮されているが、今後はさらに、成果物の定義や権利関係等の定め方に対する要望についても具体的に示すことが望ましい。

【意見】「経理事務取扱要領」のファイルを適切に保管されたい

ファイナンス・リース会計に関する部分を確認したところ、ファイナンス・リースの説明部

3月の経理事務担当者会議において説明を行った。また、今後同様の研修を行う際には受講状況の推移に留意し、必要に応じて対象者に働きかけを行うなど、研修の実効性を高めるよう努めていくこととした。

発注内容と同様の契約実績を求めることを、入札説明書や保証金免除申請書等に明記することとする方針決裁と次回調達時に取り組みため引継書に添付できる資料の作成を行ったほか、再発防止のため本意見を令和6年2月に病院事業庁内に周知し、令和6年3月の経理事務担当者会議において説明を行った。

メーカーに予め開示することを前提に物件価格の見積りを依頼し、開示に条件を付したいという要望があれば条件の協議もしながら、見積額を公表することも選択肢とする方針決裁と次回調達時に取り組みため引継書に添付できる資料を作成するとともに、再発防止のため本意見を令和6年2月に病院事業庁内に周知し、令和6年3月の経理事務担当者会議において説明を行った。

契約書に、システム構築後に設計書等の情報提供を受けることや、引継ぎに際しては旧ベンダーから新ベンダーに対しての円滑な業務移行に協力することなど、成果物の定義や権利関係等の定め方に対する要望についても具体的に示すこととする方針決裁と次回調達時に取り組みため引継書に添付できる資料を作成するとともに、再発防止のため本意見を令和6年2月に病院事業庁内に周知し、令和6年3月の経理事務担当者会議において説明を行った。

令和6年6月に「経理事務取扱要領」について、参照用データは読み取り専用にした上で、原本デー

分にWikipediaのURLが掲載されていた。職員が共有ファイルを閲覧した際に何らかの拍子にURLを挿入して上書き保存してしまっただけで、要領自体にWikipediaを盛り込んだ訳ではなかったものの、そのような参照用データの意図せぬ変更自体、事務的な過誤である。参照用データは読み取り専用で設定するなどして、正規のファイルとメモを付記したファイルを明確に区別できるよう工夫されたい。

【意見】プロポーザル等企画競争の実施を検討すべきである

県立病院次期中期計画策定アドバイザー業務では、多くの自治体の公立病院改革プラン策定業務に携わった実績がありプラン策定のノウハウがあること、現計画策定や策定後の実績状況に対するアドバイザー業務を委託したこと、次期中期計画策定における助言・評価等を受けるのにあたっては、その技術・技能により選択する必要があるという理由で、1者随意契約されている。アドバイザー業務という性質上、別の者と契約すれば、新たな観点から助言・評価を受けられる可能性もある。プロポーザル方式による随意契約も視野に契約相手選定の方法を検討することが望まれる。

【指摘】契約書の記載事項を財務規程に適合するように改めるべき

M R Pベンチマークシステム医療材料・医薬品システムの契約書には、財務規程の定める契約書の記載事項のうち、「権利義務の譲渡等の禁止」及び「危険負担」に関する記載がない。よって、これらを内容とする条項についても設けるべきである。

【意見】請求書の受領日は代金の支払期限を特定するものであり確実に記録すべき

勤怠等管理システム保守業務について、病院事業庁は、適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払わなければならない。請求書を受領した日は重要である。そのため、本契約でもそれ以外の契約でも請求書には「病院事業庁」と入った日付印が押されている。しかし、本契約の下半期の請求書には、その押印がされていない。請求書の受領日は、代金の支払期限を特定するものであるから、確実に記録するべきである。

【令和4年度包括外部監査】

（債権の管理回収について～未収金の解消に向けた取組の対象となりうる債権を中心に～）

第1 監査の結果（総論）

【意見】違約金に関する財務規則の規定を実態に即したものに改めるべきである

私債権については、履行期限を経過すれば、たとえ遅延損害金に関する約定がなくても、法定利率による遅延損害金を請求することが可能である。ところが、県では、遅延損害金を請求するか否か、局によって対応が異なっている。

財務規則第130条第1項には、契約者が履行遅延した場合の違約金に関する定めが置かれているが、各局各課による遅延損害金の取扱いについて、利率も含め実態に即した規定に改めるべきである。

タとはフォルダを明確に区別し、意図せぬ変更が起きないようにした。

プロポーザル等企画競争の実施検討について、令和6年2月に病院事業庁内に周知したほか、令和6年3月の経理事務担当者会議において説明を行った。また、今後同様の契約を締結する際には、1者特命随意契約の理由が適正か検討すること、プロポーザル等企画競争の実施を検討することを周知徹底した。

M R Pベンチマークシステム医療材料・医薬品システムの契約書について、令和6年度の契約より「権利義務の譲渡等の禁止」と「危険負担」に関する条項を追加した。また、再発防止のため本意見を令和6年2月に病院事業庁内に周知し、令和6年3月の経理事務担当者会議において説明を行った。

請求書への受領日の記載について、支払期限の判断への影響の有無に関わらず、受領日の記載を徹底するように令和6年2月に病院事業庁内に周知し、令和6年3月の経理事務担当者会議において説明を行った。

愛知県財務規則第128条において、契約書に記載しなければならない事項として「履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金」を掲げており、契約書の記載例においても「履行遅延の場合における違約金」の条項を示している。その上で、遅延損害金を請求するか否か、局によって取扱いが異なっていることについて、個々の契約に応じて事情が異なることから、一律に整理し愛知県財務規則に規定することは難しいと考える。

第2 監査の結果（各論（県税以外））

1 保健医療局

【意見】分納誓約を受け付けた以上は履行延期の特約又は処分を検討すべき

被爆者健康管理手当返還金について10年以上にわたる分割納付を受け付けているが、分割納付の根拠を地方自治法施行令第171条の6の履行延期等として取り扱えば、履行延期等から納期限までの「遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権」は徴収しないことができると解されるほか、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期等をした場合は、最初に履行延期等をした日）から10年を経過してもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（同施行令第171条の7）。

しかし、履行延期等を行っていない債権については、これらの効果は生じない。すなわち、債務者の法的地位は、県が履行延期等を行うか否かにより左右される。

そこで、分納誓約を受け付けた以上は履行延期等をする要件（地方自治法施行令第171条の6各号）を検討し要件を充足する場合は積極的に履行延期等をする事で、債務者の法的地位を安定させるべきである。

2 建築局

【意見】公社要領にしたがった運用がなされていない点はその整合性を検討すべき

公社要領は、公社が内部規定として作成したものであり、要領にしたがった運用がなされていないことが直ちに県との関係で債務不履行になるとまではいえない。しかしながら、ヒアリングによれば、公社要領を作成するに当たっては、県も内容を確認しているとのことであり、公社の業務内容の適否を確認する際には、公社要領にしたがった業務がなされているか否かは重要な指針の一つになると考えられる。したがって、県としては、公社要領のとおり業務が行われているか適宜確認をした上で、公社要領と異なる運用がなされているのであれば、その是正を求めるべきであり、公社要領に従った運用が困難といえる合理的な理由がある場合には、公社要領自体を変更するよう要請すべきと考える。

【指摘】要領にしたがった運用がなされていない点は両者を整合させるべきである

県営住宅管理室は、県営住宅の管理にあたって、各使用料を納期限までに納付しない入居者に対して行う督促等の事務処理に必要な事項を定めた「県営住宅家賃等の督促等事務処理要領」を作成し、適宜改正をしている。

しかしながら、要領の規定どおりの運用がなされていない部分があることから、要領にしたがった運用をすべきである。

なお、令和6年3月に、愛知県財務規則第130条第1項中「年14.5パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額」に改め、令和6年10月から適用した。

納入が困難な債権の取扱いについて、分納誓約でなく地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6に基づく履行延期の特約により事務処理を行うよう整理し、履行延期申請に係る手続及び様式について令和6年度に方針決裁により定めた。

要領と運用の整合性について県と愛知県住宅供給公社で点検を行った結果、現行の住宅管理システム等を用いた運用が合理的であることが確認できたことから、愛知県住宅供給公社が、現行の運用に沿って、令和6年4月1日付けで「県営住宅家賃等の納付指導等事務処理要領」を改正した。

引き続き、「県営住宅家賃等の納付指導等事務処理要領」のとおり運用がなされているか、適宜確認を行っていく。

要領と運用の整合性について点検を行い、要領の規定どおりの運用がされていない部分について、現行の運用方法が合理的であることが確認できたため、現行の運用に沿って、令和6年4月1日付けで「県営住宅家賃等の督促等事務処理要領」を改正した。

仮に、要領に定める方式より実際の運用の方が合理的であると県が考えるのであれば、要領を改正すべきである。

【指摘】滞納者が死亡した債権はその相続人への請求を検討しなければならない

退去後の債権回収業務の委託の際には、滞納者が死亡している債権を委託対象債権から除いている。そして、ヒアリングによれば、当該債権については、その後、相続人調査などを行うこともなく、不納欠損処分のための事前調査を行い、連帯保証人への請求を行っているのみのことである。

しかしながら、滞納者が死亡した場合であっても、滞納者に相続人がいる場合には、当該相続人に請求できる可能性があるのだから、少なくとも相続人調査及び判明した相続人への請求はすべきである。

3 教育委員会事務局

【意見】免除されていない債権を定期監査調書で免除額に含めるのは誤り

教育委員会事務局は監査委員事務局からの指示に従い、破産免責分についても免除額として例年計上している。

高等学校等奨学事業貸付金収入の免除については、愛知県高等学校等奨学金貸与条例において、奨学金の貸与を受けた者が①死亡したとき、②精神又は身体に著しい障害を受けたときには、奨学金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる規定されている。破産後免責許可決定を得た場合に免除できるかについては、上記条例に定められていない。実体としても、破産後免責許可決定を得た場合でも免除又は債権放棄していない。そのため、破産免責の場合は免除額に含めるべきではない。

この点、県は、今後は、破産免責があった債権については、免除額としては計上しない処理をするとのことであるので、意見として記載する。

4 福祉局

(1) 生活保護費返還金

【意見】マニュアルを整備すべきである

生活保護費返還金については、地域福祉課が「生活保護費返還金等徴収マニュアル」を作成し、平成24年7月1日から適用している。

しかしながら、各福祉相談センターへのヒアリングの結果、このマニュアルは現実の運用に反映されていないことが判明した。

県では、生活保護費返還金を扱う機関が複数あり、県内における取扱いの統一性を持たせるためにも、現状の事務に即したマニュアルを整備すべきである。

【意見】記録の管理を徹底すべきである

福祉相談センターごとに記録の管理方法や各ファイルの綴り方が異なっているため、各福祉相談センター間で担当職員が異動した場合等において、書類の綴り漏れや異なるファイルに書類を綴ってしまう恐れがあり、債権管理に支障を及ぼす恐れがある。

現に、尾張福祉相談センターでは、本来個別の債権管理ファイルに綴られているはずの債務承認書が綴られていないという例がみられた。

令和6年度から相続人調査を実施することとした。また、死亡退去滞納者の相続人へ滞納家賃等の請求を行うため、令和6年11月に債権回収業者と変更契約を締結し、相続人への退去滞納家賃等の請求事務を委託することとした。

令和6年度から、監査調書において、実態と合うように破産免責分と免除額を分けて計上することとした。

令和6年11月に「生活保護費返還金等徴収マニュアル」を廃止するとともに、新たに現状の事務に即すよう、各福祉相談センターの事務担当者の意見を反映した「生活保護費返還金等債権管理マニュアル」を整備した。

令和6年11月に「生活保護費返還金等債権管理マニュアル」の整備を行い、債権に関する記録の管理を徹底するため、管理方法や綴り方について統一的な取扱いを記載した。

既存の記録について全てを直ちに変更することは容易ではないと思われるが、少なくとも将来的な記録の管理方法や綴り方については、統一的な基準や目次を作成して管理を行い、また、綴り漏れが無いよう管理を徹底すべきである。

【意見】督促状の返戻数の把握等についてマニュアルを整備すべきである

知多福祉相談センターにおいて、福祉・相談グループは把握しているが、社会グループでは督促状の返戻件数が把握できていないことが判明した。債権の管理を行う社会グループにおいて返戻件数が把握できていないことは、適切な債権管理が出来ていない恐れがあると共に、その後の催告書の送付にも影響を与え兼ねない等、効率的な債権管理が行われていない可能性がある。

そのため、返戻件数の確認と返戻があった場合の処理について、センター内で把握できる環境を整備するためにも統一的なマニュアルを整備すべきである。

【意見】相続放棄の確認方法についてマニュアルを整備すべきである

知多福祉相談センターにおいて、相続人からの相続放棄の申出に対し、「相続放棄申述受理証明書」を確認することなく、不納欠損処分を行った事案があるとの回答があった。

相続放棄については適切な債権管理を行うためにも、相続人に対して「相続放棄申述受理証明書」の写しを提出するよう求めたにも関わらず相続人から提出がない場合には、家庭裁判所に対して相続放棄・限定承認の申述有無の照会を行うように、統一的なマニュアルを整備すべきである。

【意見】分割納付の法的な意義を自覚して事務処理にあたるべきである

福祉相談センターによって分割納付の根拠が異なっている。

様式集の様式3-1の「3 確認事項」には、「(1)本件納付計画は、期限の利益を付与させるものではありません」とあり、分割納付の根拠を地方自治法施行令第171条の6の履行延期の特約又は処分（履行延期等）と取り扱うか、様式集の様式を用いた分納誓約という扱いにするかによって、期限の利益を付与するか否かという取扱いに違いが生じてくる。

分割納付の法的な意義を自覚して事務処理にあたるべきである。

【意見】履行延期の特約・処分の意義を意識できるマニュアル類を整備されたい

マニュアル類にも必要に応じて履行延期等と分納誓約の違いを明確に意識できる記載をされたい。

【意見】履行延期の特約又は処分の適用債権の範囲についても十分注意されたい

地方自治法施行令第171条の6では「強制徴収により徴収する債権を除く」と規定され強制徴収公債権は対象となっていないところ、生活保護費返還金のうち、強制徴収公債権に分類される債権についても同施行令第171条の6に基

令和6年11月に「生活保護費返還金等債権管理マニュアル」の整備を行い、督促状の返戻件数の確認と返戻があった場合の処理方法について取扱いを記載した。

令和6年11月に「生活保護費返還金等債権管理マニュアル」の整備を行い、相続放棄の確認方法について取扱いを記載した。

令和6年11月に「生活保護費返還金等債権管理マニュアル」の整備を行い、事務担当者が分割納付の法的な意義を自覚して事務処理を行えるよう、分割納付についてその取扱いごとに整理した内容を記載した。

令和6年11月に「生活保護費返還金等債権管理マニュアル」の整備を行い、履行延期等と分納誓約の違いを明確に意識して事務処理を行えるよう、両者の違いを整理して記載した。

令和6年11月に「生活保護費返還金等債権管理マニュアル」の整備を行い、適用債権の範囲に十分注意して事務処理を行えるよう、履行延期の特約又は処分の適用債権が非強制徴収公債権のみである旨を記載した。

づく履行延期等という扱いで処理できるとの誤解があった。履行延期等の適用債権の範囲についても十分注意されたい。

(2) 児童措置費負担金

【意見】国の施策・取組に対する要請において措置費の全面的公費負担を要請すべき

児童措置費負担金については、滞納処分が可能な強制徴収公債権であるにもかかわらず、滞納処分による回収が図られた形跡がない。

これに対し県は、滞納処分を行わない理由として、強制的な処分により、児相との信頼関係の構築、ひいてはケースワークに影響を与え、親子関係の修復や家族再統合を困難にするため、これは行わないとしているとの説明であった。県が他の道府県と名古屋市に滞納処分と財産調査について電話での聞き取りをしたところ、いずれも、ケースワーク上支障となり、児童の家庭復帰に影響が生じることを理由として、滞納処分も財産調査もしていないとの回答であった。

しかし、児童福祉上の観点から、一律、滞納処分をしないのは、児童措置費負担金について強制徴収公債権とした法の趣旨に反する。

今後も滞納処分を行わなければ、任意に応じる保護者は児童措置費負担金を納入し、応じない保護者に対する債権は時効消滅により不納欠損処分となるばかりである。

しかし、保護者が負担金に反発することで措置について同意がとれず迅速な措置が阻害される事態が生じていることや、虐待や養育困難で保護を行った保護者に対し、子どもの安心安全な養育環境の確保を優先するなかで滞納が生じていることからすると、収入未済を生じさせている保護者こそ措置との利害関係又は受益の程度が高く、まさに負担金を徴収すべき債務者である。

このような保護者に対する負担金が時効消、結果として請求を免れている現状は公平性を欠くと言わざるを得ない。この点県は、毎年度、国の施策・取組に対する要請において、負担金の減免制度を取り上げているとのことであるが、仮に負担金の減免制度ができてこの不公平感は拭えない。

むしろ、国に対しては児童措置費を全面的に公費負担とし、保護者の負担を求めない制度に変更するよう要請し、これを続けていくべきである。

(3) 児童扶養手当返還金

【意見】現況届提出時等に支給要件喪失時の早期返還を確約させるべき

ヒアリング等によると、年金受給により支給要件を喪失又は支給停止となる受給者が多いと考えられる。また、年金と本手当の併用受給により、年金受給が一定の場合、全部または一部支給停止事由であることを知らない受給者も存在すると思われることから、受給要件につき現況届提出時の面談において、口頭質問をはじめ周知徹底を図るべきである。

とりわけ、年金受給直後は債権回収可能性が高いので、年金受給により手当の過払いが発生した場合は、直ちに本債権を返還するべきであることを説明し、受給者からはこれを了承した旨の書面による意思表示をさせることも考えら

令和6年7月に発出した「令和7年度 国の施策・取組に対する愛知県からの要請」において、個別要請項目の一つである「児童虐待防止対策の充実について」の中で、「虐待を理由とした施設入所措置に係る児童措置費扶養義務者負担金について、保護者の反発によりこどもの養育の安全性が害されることがないように、国において必要な措置を検討すること。」として、保護者の負担を求めない制度への変更を要請した。

要請がかなわない場合も、引き続き、国へ必要な措置を検討するよう要請を行っていく。

公的年金受給による手当額の取扱いなど、現況届提出時等における支給要件の周知強化を図ることとし、この旨、令和5年度に各福祉相談センターを通じ、各町村へ指示した。

また、同じく令和5年度に、本人が自筆署名する「児童扶養手当認定請求書」の様式に、公的年金受給等により手当の返還等の可能性が生じる旨を明記し、さらに、令和6年度には公的年金受給に伴う手当の取扱い等について、新たに「児童扶養手当の受給に係る留意事項について」とした文書を作成し、受給者に配布することとした。

れる。

5 警察本部

(1) 違約金

【意見】清算人との接触や財産目録、貸借対照表等の資料を確保すべき

債務者会社が解散し、清算に入っているのであれば、清算人との接触や財産目録、貸借対照表の確認等が必要である。県は、債務者会社の解散を把握した後、従前の代表取締役であった清算人に対し書面の送付を行ったことはある。しかし、債務者会社の清算事務においては、清算人は、財産目録及び貸借対照表を作成し、貸借対照表等は、本店に備え置き、債権者の閲覧等の請求に供さなければならないとされている(会社法第496条)。記録上、本店において、貸借対照表等の閲覧等請求を行った形跡がない。債務者会社の清算事務の内容を理解のうえ、そこで作成されるべき貸借対照表等の資料を適切に把握して、清算人に対し具体的な請求を行うべきであった。これがなされておらず、清算人の任務懈怠の有無、債務者会社の清算の実態等が不明であり、十分な調査を尽くしたといえるか明らかにならなかった。

【意見】清算人の任務懈怠による第三者に対する損害賠償責任等を検討されたい

具体的な内容につき清算人に対して調査を行えば、債務者会社の清算事務につき清算人が誠実な任務遂行を行っているか否かが判明する可能性がある。清算人は、清算事務につき、「その職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該清算人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う」とされている(会社法第487条)。仮に清算人が十分な清算事務を行わず、清算結了とされたことで県が損害を被っているならば、清算人に対する責任追及を検討することも必要である。

そのための法律相談の機会を確保されたい。

併せて、同じ商号を持つ別会社に対し詐害行為的な事業譲渡があった可能性についても、多角的な法律相談の機会を確保されたい。

【令和3年度包括外部監査】

(環境対策に関する財務事務の執行について)

第1 監査の結果(各論)

1 先進環境対応公用車の導入事業

【意見】市町村との連携について

市町村別の保有比率は、次世代自動車は1.8%～39.1%、次世代自動車等先進エコカーは5.1%～100%まで大きなバラツキがある。

当該バラツキの存在は、まさに当該市町村の次世代自動車等の導入に対する姿勢を反映しているものと考えられる。

これについて、導入が進んでいない市町村の事例を分析し、今後の施策に生かすこと、一方で導入が進んでいる市町村の好事例を分析し、県及び他の市町村さらには家庭部門、産業部門にも展開する等の情報の利用が考えられる。

また、導入の際の障壁として、次世代自動車本体購入時の価格が高額になることが考えられるが、単に費用面のみならず、CO₂削減効果を数値化して示すことも導入の促進に資するものとする。

県としては、県が保有する公用車のみならず、

清算手続に入った相手方に対する対応として、令和5年10月に新たに作成した債権管理マニュアルに従い、十分な調査をしたことが明確になるよう財産調査の調査年月日、調査先、調査内容、調査結果を記録して保管することとした。

清算人の任務懈怠による第三者に対する損害賠償責任等を検討するため、令和5年10月に新たに作成した債権管理マニュアルに従い、財産調査の調査年月日、調査先、調査内容、調査結果を記録して保管するとともに、法律相談の活用により専門家の意見を仰ぐこととした。

県においては、令和5年8月に「あいちエコスタンダード」を改定し、「導入する公用車については、代替可能な電動車がいない場合等を除き、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車を始めとした電動車とする」旨を定めたところである。

令和6年1月に開催した市町村向けの研修会において、県の取組を説明するとともに、電気自動車の普及に重要な充電インフラの導入に関する新城市の好事例を紹介し、各市町村に情報共有した。

自動車からの温室効果ガス排出量については、環境省の「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」で自動車からの温室効果ガス排出量が示されている。当該マニュアルを各市町村に周知しており、市町村でCO₂削減効果を算出できる状態である。今後、分かりやすさの観点から、モデルケースを設定して数値を示していくことを検討していく。

県内の市町村が保有する自動車についての次世代自動車化についても、指導的役割を発揮することが望ましい。

2 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する事業

【意見】今後の対応について

自動車NOx・PM法の対策地域外からの車種規制非適合車の流入はかなり抑えられている。

このことから、自動車NOx・PM法の趣旨である自動車の運行に伴い排出される窒素酸化物、粒子状物質及び二酸化炭素の低減については、当該事業により一定の成果を達成していると思われる。

温暖化対策が喫緊の課題となっている現状を鑑み、今後の課題として、車種規制非適合車の不使用の要請・確認をさらに進めて、温暖化対策に資する事業とすることが望ましい。

3 県民の生活環境の保全等に関する条例第80条に定める低公害車の導入等の促進事業

【意見】低公害車導入割合について

県民の生活環境の保全等に関する条例Q&Aのとおり、低公害車導入割合の設定時期は平成19年であり、それ以降令和3年度現在まで変更していない。先進環境対応自動車の普及など、自動車を取り巻く環境は大きく変化しており、令和3年度現在の状況からすると導入割合が低いと考えられる。

また、導入の対象となるエコカーの範囲についても、自動車NOx・PM法を前提とする低公害車である。当事業を地球温暖化対策の一環としての事業として位置付けるのであれば、二酸化炭素の排出の観点から、対象を現在の次世代自動車とすることや、二酸化炭素の排出削減量を目標数値にすることなどにより、地球温暖化対策の一環としての位置づけが明確となるように、脱炭素の観点から制度のあり方について検討することが望ましい。

4 衣浦港3号地廃棄物最終処分場埋立事業

【意見】維持管理積立金について

名古屋港南5区最終処分場の特定災害防止準備金は令和3年度中に残高が0円となり、その後は公益財団法人愛知臨海環境整備センター（以下「アセック」という。）の剰余金から充当される見込みである。本来であれば、アセックの剰余金は衣浦港3号地最終処分場にかかる費用に充当されるべきものである。

この点、現在積み立てられている衣浦港3号地最終処分場にかかる維持管理積立金についても、同様の事態にならないよう適宜積立額の見直しを行い、十分な金額を積み立てておくことが望ましい。

【令和2年度包括外部監査】

（女性の活躍促進事業に関する財務事務の執行について）

第1 監査の結果（各論）

1 キャリア教育推進事業

愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会において、次期「総量削減計画」の策定と併せて、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を含む自動車環境対策に係る施策の改廃やあり方について検討した結果、大気汚染の防止、温暖化対策の推進及びSDGsの達成に資するものであるという視点を持ち、継続実施するとの結論が得られたため、それを踏まえた「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を令和6年3月に策定及び公告した。

前計画と同様に、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づき、自動車NOx・PM法の対策地域外からの流入車も含め、対策地域において運行する車両を対象として、車種規制非適合車の使用抑制を推進していく。

当事業は大気汚染の防止の取組として実施している。

愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会において、次期「総量削減計画」の策定と併せて、低公害車の導入等の促進事業を含む自動車環境対策に係る施策の改廃やあり方について検討した結果、大気汚染の防止、温暖化対策の推進及びSDGsの達成に資するものであるという視点を持ち、継続実施するとの結論が得られたため、それを踏まえた「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を令和6年3月に策定及び公告した。

衣浦港3号地最終処分場については、令和5年度に埋立終了後の維持管理期間、費用の見込みの精査を行った。この結果を踏まえ、令和6年度から維持管理積立金の額を見直した。

【指摘】女性医師のキャリア形成等に係る医学部生への教育の実施について

医師を目指す学生に対し、女性医師の置かれている状況やキャリア形成等に係る知識を早期に定着させるという目的を達成するためには、すべての大学に属する学生に受講の機会を提供することが望ましい。

この点につき、県として大学側からの補助金申請を待つという受動的な姿勢では、現状のように、大学が講習会等を実施しなかった場合には、学生に受講の機会を提供できず、事業の目的を達成することができなくなってしまう。積極的に大学に講習会等の開催を促し、学生に受講の機会を提供することで、事業の目的が達成できるものと考えられる。

今後は、積極的に大学に講習会等の開催を呼びかける必要がある。

また、各大学のカリキュラムとしての講習会等の提供だけでは、このように講習会等の実施が大学によってバラツキが生じてしまうことが懸念される。そこで、平等な受講の機会を提供するために、講習会等を各大学に任せるのではなく、県が主体となってキャリア形成等に係る講習会等を実施することも含めて検討されたい。

2 女性医師等復職研修事業

【意見】女性医師等復職研修事業について

診療所における女性医師等復職研修事業補助金の必要性等の調査を行っていないことから、アンケートなどにより、診療所の実態を調査し、ニーズの有無を確認する必要があると考える。

今後は、女性医師の復職を促進するという当該補助金の目的のため、適切に実態を調査したうえで、補助の対象を判断されたい。

【令和元年度包括外部監査】

(高齢者福祉事業に関する財務事務の執行について)

第1 監査の結果

1 高齢者地域福祉推進事業助成

【意見】老人クラブの加入率の減少について

老人クラブの加入率を増加させていく必要があるが、各市町村の加入率向上に向けた活動事例の取組事例集の配布による効果だけで直ぐに加入率の増加に繋がることは想定しにくい。そのため、事例集を配布した後は市町村任せとなってしまうように、引き続き、県としての指導的機能の発揮、情報共有に取り組むとともに抜本的な解決策を模索していただくことを期待したい。

また、高齢化が進んでおり、現役を退く年齢が以前より遅くなっている現在において、実態に応じた分析を行ったほうが、現状分析や今後の方向性を検討する上で有用と考えられる。分析手法を検討し、老人クラブの活性化に繋げていくことが望ましい。

【平成29年度包括外部監査】

(防災事業に関する財務事務の執行について)

第1 監査の結果

1 個別所見

医学部を設置している全ての大学に対して、講習会等の開催を促す依頼文を令和2年度から発出し、全ての大学に属する医学生に受講の機会を提供できるように働きかけたところ、令和6年度に全4大学において講習会等が実施された。

なお、県が主体となってキャリア形成等に係る講習会等を実施することを検討した結果、医学部生に対するキャリア形成教育については、専門的な知識を要し、大学のカリキュラムとの兼ね合いを含めた医学部生への影響を考慮すると、大学が主体となり実施することが適切であると判断したため、大学に依頼することとしている。大学の事情により、講習会等が中止となることも考えられるため、今後も継続的に大学へ開催を呼びかけていく。

県内保険医療機関に対し、当該補助金のニーズの有無を確認するため、令和3年度に調査を実施した結果、補助の活用を検討する診療所が249件あったことから、当該補助金の算出方法を定めた「愛知県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱」を令和6年4月に改正し、県内病院から歯科を除く医療機関(病院・診療所)へ、補助対象事業者を拡大した。

令和5年度県内市町村に対して実施した老人クラブ聞き取り調査によると、会員数が増加しない主な理由は定年延長や再就業、ボランティア・NPOといった高齢者の社会参加の受け皿の多様化等による選択肢の増加や、役員のなり手がいないためであった。老人クラブの加入率減少は全国的な流れであり、本県も全国と同様、抜本的な解決は難しいと分析した。

一方で、県内で口コミによる勧誘や活動内容を積極的に広める等、地道に新規クラブ員を獲得し活発に活動している老人クラブもあることから、こうした老人クラブの活動を参考にできるよう魅力ある老人クラブ活動の広報等を関係機関と連携し取り組んでいく。

また、老人クラブの継続した活動を支援するため、一時的に人数が減少した場合も補助の対象となるよう令和6年度から運用の改善を図った。

(1) 生活の確保

【意見】賞味期限間近の飲料水の譲渡による払出と新規受入のタイムラグについて

賞味期限間近の飲料水を平成27年8月から平成28年2月の間に順次譲渡していたが、譲渡した飲料水の新規の受入は平成28年3月以降であり、最長で飲料水の備蓄が計画数量に満たない状況が6か月以上あった。可能な限り払出と受入のタイムラグをなくすよう努力することが望まれる。

【意見】地区別保管場所の見直しについて

県は、備蓄方針の見直しを行っており、飲料水、食料等の6品目については、追加購入することが決定している。最新の被害予測調査結果も参考にして、各市町村における備蓄場所や協定先の備蓄場所等を勘案し、県として最適な保管場所を検討することが望まれる。

また、分散備蓄は基本となるものの、災害時の輸送手段の確保、そのための情報収集の態勢についても十分検討し、県有施設のみならず、民間施設の活用も視野に入れた検討が望まれる。

【平成26年度包括外部監査】

(健康の保持・増進に係る施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について)

第1 外部監査の結果

1 あいち健康の森健康科学総合センター

(1) 健康開発館について

【意見】医療機器の定期的な更新について

一定の収入が得られる医療機器等については、更新の優先順位を決めて、速やかに更新することが望ましい。

【平成20年度包括外部監査】

(公有財産の管理について)

第1 外部監査の結果

1 土地・建物

(1) 普通財産および行政財産の管理・活用状況

【意見】元心身障害者コロニー公舎B・Cについて

築40年を迎える建物であり、耐震調査等も特段行っていないことから、その保安状況にも問題がある可能性もあるため、近接する家族宿舎の居住者の安全を考慮し、早急に取り壊し撤去の実施を検討することが望まれる。また、建物の取り壊しについては、アスベストを含んだ素材で建築された建物であることから、その解体費用が膨大となり、予算措置がない状態での取り壊しは困難である。しかし、将来的には必ず撤去が求められるので、建物解体・撤去の計画

飲料水について、令和4年度に、備蓄数量の見直しを実施するとともに、同時期に大量の更新を行わないように購入年度を分散することとし、更新の際には払出と受入のタイムラグをなくすようにした。

県内を6方面本部に区割りし、各方面本部で2個所以上の分散備蓄を実施するなど、広域的な備蓄を実施した。

また、輸送面や人員確保面を考慮して、東名高速ICに近く広域物資輸送拠点である「愛・地球博記念公園」や、愛知県災害対策本部の司令塔となる三の丸エリアの「東大手庁舎内」で集中備蓄を実施するなど、現状は県有施設内で適切な保管場所を確保している。

さらに、緊急輸送等に関する協定を締結している一般社団法人愛知県トラック協会等と訓練や会議の場で連携を図るとともに、一般社団法人愛知県トラック協会の研修センターを広域物資輸送拠点に位置付け、国からのプッシュ型物資の備蓄場所とするなど、平時から、災害時の輸送手段の確保や情報収集の態勢構築を図っている。

平成29年3月策定の「あいち健康の森健康科学総合センターの見直し基本構想」を踏まえた優先基準に基づき立案した更新計画は、平成31年度の事業の見直し検討や令和2年度から令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応等により計画どおり進めることができなかった。

令和5年度からは、更新計画に基づく医療機器等の更新を進めており、今後も、老朽化や使用頻度等により随時見直しを図り、医療機器等の更新を適切に進めていく。

平成19年3月策定の「心身障害者コロニー再編計画」に基づき、施設の改築整備を行い、平成31年3月に医療療育総合センターが全面開所した。

医療療育総合センターの全面開所後、平成31年度に当該公有財産を含めた心身障害者コロニー廃止施設の取扱いについて検討を行った。

検討の結果、当該公有財産を含めた心身障害者コロニー廃止施設については順次取り壊しを行うこととし、当該建物については、令和5年度中に解体撤去した。

を立て、可能な限り早急に対応することが望まれる。

【指摘】C敷地について

無断使用が行われていることに問題がある。相手方と文書を取り交わすなどして期限を定めた売却の交渉により、無断使用状態の早期解消が必要である。また、早期解消が見込まれない場合は、退去を含めた検討が望まれる。

【意見】C敷地について

無断使用されていない部分についても一般競争入札による売却の検討が望まれる。

平成20年度に土地評価を行い、平成21年度に無断使用者ごとに土地を分筆、平成25年度に法務相談を実施した。令和2年度には土地評価の見直しを行い、令和3年度には再度の法務相談及び無断使用者への意向確認調査を実施し、土地売却処分に向けた具体的な交渉を進めてきた。

その結果、令和6年1月までに全ての無断使用地の売却処分が完了し、無断使用状態は全て解消した。

令和6年1月時点で全ての無断使用地の売却処分が完了したため、残りの無断使用されていない土地について、令和6年8月に一般競争入札を実施し、その落札者と同9月に土地売買契約を締結した。これによりC敷地全ての売却処分が完了した。

